

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年6月26日(2024.6.26)

【公開番号】特開2023-4140(P2023-4140A)

【公開日】令和5年1月17日(2023.1.17)

【年通号数】公開公報(特許)2023-009

【出願番号】特願2021-105659(P2021-105659)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月18日(2024.6.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動口への遊技球の入球に基づいて当否判定を行い、該当否判定の結果が当りの場合に当り遊技を実行する遊技機であって、

遊技者が操作可能な操作手段と、

前記当否判定の結果に基づいて演出表示を行う演出表示装置と、

前記演出表示中の所定の開始タイミングで可動役物を動作させて可動演出の実行を開始し、所定の終了タイミングで前記可動演出の実行を終了する可動演出手段と、

を備え、

前記所定の開始タイミングとして第1開始タイミングと、該第1開始タイミングより後の第2開始タイミングを有し、

前記第1開始タイミングで前記可動役物を動作した場合は前記所定の終了タイミングとして前記第2開始タイミングよりも前のタイミングである第1終了タイミングで前記可動演出の実行を終了し、

前記第1開始タイミングで前記可動演出が実行された場合には、前記可動演出が実行されなかった場合よりも前記当否判定の結果が当りとなる当り期待度が高く、

前記第2開始タイミングでは当り報知時に前記可動演出が実行され、

前記第1開始タイミングで実行される前記可動演出は第1演出態様で実行され、前記第2開始タイミングで実行される前記可動演出は第2演出態様で実行されるとし、

前記可動演出手段は、前記第1開始タイミング及び前記第2開始タイミングのいずれも前記可動演出が実行される前記演出表示中において、前記第1開始タイミングよりも前のタイミングで前記操作手段の操作がされた場合、前記第1開始タイミングに先んじて前記可動役物を前記第1演出態様の前記可動演出の実行を開始し、前記第1終了タイミングまで前記可動演出の実行を維持してから該可動演出の実行を終了し、前記第1終了タイミング後且つ前記第2開始タイミングよりも前のタイミングで前記操作手段の操作がされた場合、前記第2開始タイミングに先んじて前記可動役物を前記第2演出態様の前記可動演出の実行を開始する

遊技機。

40

50